

栗原中央病院患者給食業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、栗原市立栗原中央病院の患者給食業務の委託先の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 発注者

栗原市病院事業管理者 平本 哲也

〒987-2205 宮城県栗原市築館宮野中央三丁目1番地1

【担当】：栗原市立栗原中央病院 事務局 総務課 財務係

TEL：0228-21-5330 FAX：0228-21-5350

メールアドレス：cen_hp@kuriharacity.jp

栗原市立栗原中央病院ホームページ URL

<https://www.kurihara-central-hp.jp/>

3. 委託業務の内容

(1) 業務名 栗原中央病院患者給食業務

(2) 業務内容 別紙「給食業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

※ ただし、契約締結日から令和9年3月31日までの間は、当該業務委託の準備期間とし、現行委託事業者からの引継ぎを受けるとともに、業務開始に向けた諸準備を行なうこととする。（当該引継ぎに関する費用は受託者の負担とする。）

(4) 事業限度額 3ヵ年合計 219,240 千円（税抜）

※ ただし、年額 73,080 千円（税抜）を超えないこと。

※ 人件費及び管理費のみ。給食材料費は含まない。

※ なお、給食材料費は1日 985 円（税抜）を予定している。

4. 選定までのスケジュール

(1) 令和8年10月23日（金）：公表及び資料配布（ホームページ掲載）開始

(2) 令和8年11月12日（木）：参加申込書、質問書、施設見学申込書の提出期限

(3) 令和8年11月13日（金）：参加資格審査、通知

(4) 令和8年11月19日（木）：施設見学

(5) 令和8年11月20日（金）：質問への回答

(6) 令和8年11月30日（月）：企画提案書、見積書の提出期限

(7) 令和8年12月10日（木）：プレゼンテーションの実施、審査

(8) 令和8年12月11日（金）：選考結果の通知

5. 本プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 栗原市物品調達等に係る競争入札参加資格承認者名簿に登録されていること。
- (3) 栗原市から指名停止を現に受けている者でないこと。
- (4) 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 損害賠償責任保険に加入していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行なう者でないこと。
- (8) 参加申込書の提出時点で、許可病床数が概ね 200 床程度の規模の病院において、給食業務の受託実績を継続して 3 年以上有する者であること。
- (9) 財団法人医療関連サービスマーク振興会による「患者等給食」に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者、又は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 10 に定める基準に適合することを証明できる者であること。
- (10) 社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。

6. 参加申込書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記によりプロポーザル参加申込書【様式 1】を提出すること。

- (1) 提出期日 令和 8 年 11 月 12 日（木） 午後 5 時 15 分まで（郵送可）
- (2) 提出場所 栗原市立栗原中央病院 事務局 総務課 財務係
- (3) 添付書類
 - ① 会社の概要
【パンフレット（代表者、設立年、事業内容、営業所一覧、従業員員数、資本金）】
 - ② 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）
 - ③ 決算書の写し（直近 2 年のもの）
 - ④ 損害賠償責任保険の加入を確認できるもの
 - ⑤ 暴力団に関する誓約書【様式 2】
 - ⑥ 給食業務の受託実績【様式 3】
 - ⑦ 医療関連サービスマークの認定業者であること、又は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 10 に定める基準に適合することを証明できるもの
 - ⑧ 社団法人日本メディカル給食協会の会員であること、及び代行保証が確認できるもの

7. 参加資格の有無の確認【書類選考（第1次審査）】

- (1) 確認内容 参加申込書の提出者について、本プロポーザルへの資格要件の有無を確認し、その結果をFAXにより通知する。【様式 1-2】
- (2) 結果発表 令和8年11月13日（金） 午後4時（予定）

8. 施設見学

下記日程で施設見学を実施するので、見学希望者は施設見学申込書【様式 4】を提出すること。

- (1) 申込期日 令和8年11月12日（木） 午後5時15分まで（郵送可）
- (2) 提出場所 栗原市立栗原中央病院 事務局 総務課 財務係
- (3) 実施日時 令和8年11月20日（金） 12時30分～13時30分
- (4) その他

施設見学の参加者は1社2名までとし、腸内細菌検査結果（腸管出血性大腸菌を含む）を提出するとともに、白衣、帽子及び内履きを持参すること。写真撮影は可とする。

9. 質問及び回答

企画提案書に係る質問は、質問書【様式 5】を提出（郵送、FAX、メール可）すること。なお、電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた場合は受け付けない。

- (1) 受付期間 公示日から令和8年11月12日（木）
午前8時30分から午後5時00分まで（土、日、休日は除く。）
- (2) 提出場所 栗原市立栗原中央病院 事務局 総務課 財務係
- (3) 回答期日 令和8年11月20日（金）
- (4) 回答方法 FAXにて送信

10. 企画提案書類

- (1) 企画提案書【様式 6】に次の書類を添付し提出すること。

なお、下記①から⑦に関する提案書の様式については、【別添 1】のとおりとする。

① 病院給食業務の基本的な考え方

- ・ 治療食としての病院給食に対する基本的な業務運営方針
- ・ 患者サービスとしての病院給食に対する考えや取組みなど

② 業務運営体制について

- ・ 受託に向けた諸準備、移行スケジュールについて
- ・ 従事者の確保及び定着に関する考え方について（地元採用に関する考え方）
- ・ 従事者に欠員が生じた場合のバックアップ体制について
- ・ 人員の配置構成（資格、経験年数を付記すること）
- ・ 従事者の教育、研修について など

③ 安全衛生管理体制について

- ・安全衛生管理に対する取組方針
- ・従事者の健康管理及び感染症罹患時の対応について
(マニュアルの整備、社内連絡体制 等)
- ・食材の安全性確保に関する取組みについて など

④ 患者満足度の向上

- ・患者の満足度を高めるための取組み
- ・季節ごとのメニューや行事食の提供について
※四季ごとの献立(常食)1週間分及び行事食の写真をサンプルとして提出のこと。
- ・食物アレルギー、嚥下調整食への対応について
- ・患者からのクレームに対する対応について など

⑤ 危機管理体制

- ・異物混入、誤配膳等インシデント防止対策及び発生時の対応について
(マニュアルの整備、社内連絡体制 等)
- ・食中毒の防止対策及び発生時の対応について
- ・地震等、非常時における患者食の確保について など
- ・緊急時の連絡体制について

⑥ 独自の提案事項

⑦ 委託料の見積書【別紙7】

- ・人件費及び管理費のみの見積額
- ・給食材料費は含まない
- ・積算内訳を記載すること

(2) 提出期限 令和8年11月30日(月) 午後3時まで(郵送可)

(3) 提出場所 栗原市立栗原中央病院 事務局 総務課 財務係

(4) 提出部数 10部(A4縦長横書左綴じを基本とする。)

(5) 留意事項

- ① 企画提案を辞退する場合には、速やかに企画提案辞退届出書【様式8】を提出すること。
- ② 提出された企画提案書の内容の変更、追加、差替え及び再提出は、提出期限後は認めない。

1.1. 審査方法

- (1) 企画提案書等の審査は、「栗原中央病院患者給食業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)による書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリングにより行なう。
- (2) 審査に関する具体的な内容については公開しない。

1.2. プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時 令和8年12月10日(木) 午前10時00分から(※予定)
- (2) 場 所 栗原市立栗原中央病院 講義室
- (3) 内 容 企画提案書に基づいたプレゼンテーション

- (4) 時 間 1 社につき 30 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）
- (5) 出席者 3 名以内
- (6) 器 材 プロジェクター及びスクリーンは病院側の設備の利用は可能であるが、パソコン等は提案者が準備すること。
- (7) 順 番 企画提案書の受付順とし、開始時刻については別に通知する。

1 3. 審査基準

別添 2 のとおり

1 4. 契約候補者の選定

- (1) 評価項目は【別添 2】のとおりとし、審査委員会において、次に掲げる評点の合計点数が最も高い参加者を契約候補者として選定する。

① 技術評価点（得点配分 350 点）

→ 各評価項目に対して、優れた提案かどうかを次の 4 段階で評価し、各項目の配点に評価係数を乗じたものを評価点とする。

【各評価項目の点数化基準】

評価区分	基準	評価係数
A	多くの評価すべき内容があり、具体的で優れた提案である。	1.0
B	評価すべき内容があり、概ね良好な提案である。	0.7
C	評価すべき内容が少なく、やや劣る。	0.3
D	評価に値する内容が見当たらない。	0.0

② 価格評価点（得点配分 50 点）

→ 配点（50 点）に委託料見積書に記載された金額と、当方で定めた基準額との比較により算出する。

- (2) 評価点の総計が最も高い者が 2 名以上いる場合には、見積金額の低い者を 1 位とする。見積金額も同じ場合には、くじにより契約候補者の選定を行う。
- (3) 技術評価点において 175 点を超える者がいない場合は、審査結果順位に関係なく契約候補者の該当者なしとして取り扱うものとする。

1 5. 審査結果の発表

審査結果は、令和 8 年 12 月 11 日（金）に参加者全員に文書による通知を行なう。

1 6. 契約の締結

審査結果第 1 位の提案者を契約候補者として、本業務委託について協議を行い、協議が整った場合に、随意契約により契約を締結するものとする。

なお、条件に隔たりがあるなど、当該協議が不調となった場合は、次点者と同様の協議を行う

ものとする。

17. その他

- (1) 提出された参加申込書及び企画提案書等の返却は行なわない。
- (2) 提出された参加申込書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、栗原市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。